

学校法人麻生教育学園役員等報酬規程

第1条 この規程は、学校法人麻生教育学園（以下「本学園」という。）寄附行為第五十九条第1項の規定の基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本学園寄附行為第五条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本学園の教職員を兼ねて理事として就任した者及び本学園の教職員を兼ねることなく理事として就任した者のうち、理事職を本務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、本学園寄附行為第五条第2項に規定する評議員をいう。

第3条 役員報酬は、常勤の役員報酬と非常勤の役員報酬とする。

第4条 常勤役員及び非常勤役員の報酬額は、月額5万円とする。

- 2 前項の規定の他に、理事長は月額10万円、副理事長は月額8万円、専務理事は月額6万円及び常務理事は月額5万円を役員報酬に加算し支給する。
- 3 本条第1項及び第2項に規定する額は、本学園の財務状況を勘案し、評議員会の意見を聴いたうえ、理事会の議を経て減額することができる。

第5条 評議員の報酬は支給しない。

第6条 報酬の支給は、毎月行うものとする。

- 2 月の中途において、死亡、病気その他の事由により辞任した場合、及び新たに就任した場合には、当該月分の報酬を支給する。
- 3 本学園寄附行為第十条第1項の規定により解任された場合は、第1項の報酬は、支給しない。

第7条 役員並びに評議員の旅費の支給等について必要な事項は、別に定める。なお、本学園の教職員を兼ねることなく常勤の役員として就任した者は、本学園給与規程に定める規定に基づき、通勤手当を支給することができる。

第8条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえ、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。